

国立大学法人高知大学建設コンサルタント選定委員会規則

平成16年4月1日

規則第113号

最終改正 平成27年3月31日規則第163号

(設置)

第1条 国立大学法人高知大学事務局に、建設工事に係る調査・設計等の業務をプロポーザル方式によって、建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、選定の適正を期し、技術的に最適なものを選定するための調査審議を行うため、国立大学法人高知大学建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選考するための基準の決定に関すること。
- (2) 技術提案書の提出を求める者の選定に関すること。
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準に関すること。
- (4) 技術提案書の特定に関すること。
- (5) その他建設工事に関連する建設コンサルタント選定等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務部長
- (2) 財務部財務課長
- (3) 財務部施設企画課長
- (4) 財務部施設整備課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、財務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第163号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。